

## 申請書類について

### 提出書類一覧

- ①入寮願書 **(※私費外国留学生は専用の入寮願書に記入すること。)** (全員提出)  
②返信用封筒 (全員提出)  
③同一生計者のうち、未成年及び就学者を除く家族全員分の所得証明書又は非課税証明書 (全員提出)  
※令和7年度（令和6年分）市区町村役場発行のもの **※源泉徴収票では受理できません。**

- ④就学者がいる世帯は学生証の写し又は在学証明書（本人・中学生以下は不要） (該当者のみ)  
⑤障害者年金・遺族年金受給者は年金振込通知書の写し (該当者のみ)  
⑥家計状況の変動に関する書類 (該当者のみ)  
⑦障害者（被爆者）手帳の写し (該当者のみ)  
⑧長期療養者に係る支出状況を証明するもの (該当者のみ)  
⑨火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの (該当者のみ)  
⑩生活保護受給世帯は、生活保護決定（変更）通知書の写し（※直近3ヶ月分） (該当者のみ)  
⑪家計収入状況申立書（様式適宜） (私費外国留学生のみ)

### 申請書類に関する注意事項 **(①～③は全員提出してください。)**

④～⑩の提出は該当者のみです。（提出された資料に基づき、一定金額が控除されます。）

**※提出書類の返却は行いませんので、写しと明記してあるものは原本を提出しないでください。**

#### ① 入寮願書（全員提出）

- 申請時3ヶ月以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）を貼付のうえ、記入例に従い必要事項をもれなく記入すること。
- 家族状況（保護者等欄・就学者及び未就学者欄）は、**令和8年4月1日現在として記入**し、**申請者と生計を同じくする者全員**を記入すること。  
※母子・父子世帯は「特別な家庭事情」の「その他」の該当に○を記入すること。

#### ② 返信用封筒（全員提出） **※切手不要**（ただし外国の場合は要相談）

- 角形2号封筒（縦33cm×横24cm）に申請者の郵便番号、住所、氏名を明記すること。

#### ③ 令和7年度（令和6年分）所得証明書（市区町村役場発行のもの）（全員提出）

- 申請者と同一生計者のうち、**未成年及び就学者を除く家族全員分の所得証明書**を提出すること。  
※申請時3ヶ月以内に市区町村役場が発行したもので、記載省略がないもの  
※所得証明書は給与・給与外所得別の収入、金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとする。  
**※所得がない場合も、所得証明書（非課税証明書）を提出すること（専業主婦や無職の方も必ず）。**  
**※私費外国留学生は、所得証明書の提出は不要ですが、⑪家計収入状況申立書を提出すること。**

#### ④ 学生証の写し又は在学証明書（本人・中学生以下は不要です。）（該当者のみ）

※予備校、職業能力開発校、大学の研究生、科目履修生は無職の者として取り扱いしますので、**所得証明書の提出**が必要になります。

⑤ 障害者年金・遺族年金受給者は年金振込通知書の写し（該当者のみ）

複数あるときは、複数分提出してください。

⑥ 家計状況の変動に関する書類（該当者のみ）

令和7年1月～12月における収入、又は、今後の家計状況が、令和7年度（令和6年分）所得証明書で証明した金額と著しく異なる場合は、該当する所得に応じて、その状況を証明する書類と理由書（様式は任意）を添付してください。

ア. 給与所得の場合

- ・源泉徴収票（令和7年分）の写し（マイナンバーの記載のないもの）と理由書  
(令和8年1月以降に就職・転職した場合は、直近の給与明細書等の写し)

イ. 雇用保険を受給している者

雇用保険受給資格者証の写しと理由書

ウ. 退職した場合

理由書（現在の生活費の出所を必ず記入すること。）

退職（一時）金がある場合は、金額が明記された書類の写しも提出すること。

エ. 令和7年1月1日以降に年金（恩給）の受給開始があった者

最新の決定（改訂）通知書及び振込通知書の写し

オ. その他

その状況を証明する書類と理由書

※住宅ローン等の借入金は家計状況の変動には当たりません。

⑦ 障害者（被爆者）手帳の写し（該当者のみ）

氏名・障害の種類や等級が掲載されているページの写しを提出すること（表紙のみは不可）

⑧ 長期療養者に係る支出状況を証明するもの（該当者のみ）

過去1年間（令和7年1月～12月）に医療機関に支払った治療費の金額がわかるもの（病院発行の領収書等）の写し

※ここでいう長期療養者とは、申請時現在において同一の病気で6ヶ月以上の期間療養中の者をいう。

※下記項目は長期療養に支払った金額には含まれません。

- ・入院患者の食費
- ・老人介護施設での家賃、食費（食事療法以外）

⑨ 火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの（該当者のみ）

申請時現在より過去1年以内の罹災・被災による家屋等の修繕のために支払った金額がわかるもの（工事費の領収書等）の写し

⑩ 生活保護受給世帯は、生活保護決定（変更）通知書の写し（該当者のみ）

直近3ヶ月分の通知書の写しを提出すること

⑪ 家計収入状況申立書（様式適宜）（**私費外国留学生のみ**）

学費、家賃、生活費等を支出するため必要な「家計収入状況」（本国からの仕送り、奨学金、預貯金、アルバイト等の給与収入、その他）について、A4用紙に日本語で記入し署名のうえ提出すること。

## 入寮願書記入に関する注意事項

記入は令和8年4月1日時点で記載してください。

1. 受験学部・受験番号により合格者を判別したうえで入寮選考を行いますので、必ず間違いないように記入してください。(一般選抜の受験番号は本学入試課への出願書類の出願確認表に書いてあります。)
2. 「氏名」は略字を使わず、戸籍に記載の文字を記入してください。
3. 「現住所」「保証人住所」欄の携帯番号・電話番号等について必ず緊急時に連絡がとれる連絡先を記入してください。
4. 「保護者等」「就学者及び未就学者」欄について
  - ・同一生計の家族全員を記入してください。
  - ・就学者の在学学校名は国公立か私立かを記入してください。
  - ・兄弟、姉妹が令和8年4月に進学予定の者は、在学学校名に進学予定学校名を記入してください。
  - ・予備校、職業訓練学校、大学の研究生、科目履修生は就学者ではなく無職の者として取り扱いますので、「保護者等欄」に記入してください。(※所得証明書が必要になります。)
  - ・「職業」は、会社員・公務員・自営業・農業・パート・年金受給者・主婦のように記入してください。
5. 「①給与収入」「②給与外所得」の記入について  
給与所得であれば、所得証明書の給与収入金額を「給与収入」へ記入してください。  
給与外所得であれば、所得証明書の所得金額を「給与外所得」へ記入してください。  
給与所得・給与外所得の両方ある方は、両方の欄へ記入してください。

給与所得とは	給与外所得とは
<ul style="list-style-type: none"><li>・給与・賃金・役員報酬・退職金・年金</li><li>・恩給・個人年金・失業給付金</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所得（自営）・不動産所得・雑所得</li><li>・臨時所得（保険金、山林所得、資産譲渡所得）</li></ul>

6. 「特別な家庭事情」「長期療養者のいる世帯」欄の「③年間必要医療費」について  
過去1年間（令和7年1月～12月）に医療機関に支払った治療費の合計金額を記入してください。  
(入院患者の食費、老人介護施設での家賃・食費（食事療法以外）は除く。)  
※同一の病気で6ヶ月以上にわたる期間、療養中の方が対象となります。
7. 「特別な家庭事情」「風水害等の被害にあった世帯」欄について  
過去1年以内の震災・罹災の家屋等の修理のために支払った金額が分かるもの  
(工事費の領収書の等の写し)
8. 「特別な家庭事情」「その他」欄について  
母子・父子世帯は「その他」の欄に、その旨を記入してください。

提出書類は返却しませんので、写しと明記してあるものは原本を提出しないでください。  
申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備のあるものは受理できません。

## 申請書類チェック表

チェック欄	書類名	
<input type="checkbox"/>	①入寮願書 <b>※写真の貼付及び受験番号の記入を忘れずに</b>	全員提出   
<input type="checkbox"/>	②返信用封筒 <b>※切手不要</b> 角形2号封筒に申請者の郵便番号、住所、氏名を明記	
<input type="checkbox"/>	③令和7年度（令和6年分）所得証明書 (市区町村役場発行のもの) <b>※源泉徴収票は不可</b>	
<input type="checkbox"/>	④学生証の写し又は在学証明書 <b>(兄弟が高校生以上の場合に必要)</b>	
<input type="checkbox"/>	⑤年金振込通知書の写し	
<input type="checkbox"/>	⑥家計状況の変動に関する書類	
<input type="checkbox"/>	⑦障害者（被爆者）手帳の写し	該当者のみ     
<input type="checkbox"/>	⑧長期療養者に係る支出状況を証明するもの	
<input type="checkbox"/>	⑨火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの	
<input type="checkbox"/>	⑩生活保護決定（変更）通知書の写し （直近3ヶ月分）	
<input type="checkbox"/>	⑪家計収入状況申立書（様式適宜） <b>（私費外国人留学生のみ）</b>	

※③について、源泉徴収票では受付できません。

※申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備のあるものは受理できません。

※各自、チェック表できちんと確認してから送付するようにしてください。

※提出書類は返却しませんので、写しと明記してあるものは原本を提出しないでください。

※添付する書類については、なるべくA4判に統一するようにしてください。

（A4以外の大きさのものは台紙に貼るか、コピーをしてA4判に揃えてください。）